

## 仕事を探したいとき

相談窓口	問い合わせ先
<b>宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部）</b> 就職を希望する方に対し、きめ細やかな職業相談及び職業紹介を実施します。	<b>ハローワーク宇部</b> TEL31-0164(44#)
<b>ハローワーク出張職業相談</b> 児童扶養手当を受給している方で就職を希望している方に対してハローワーク職員による出張相談を行っています。	<b>宇部市 こども政策課</b> 毎月第2・4火曜日 13時30分～15時 ※要事前予約 TEL0836-34-8331
<b>託児サービス付き公共職業訓練</b> 失業中の方等であって、訓練受講後の就職を目指す方に対して、技能・知識・資格を付与するための訓練を実施します。	<b>ハローワーク宇部</b> TEL31-0164(42#) <b>東部高等産業技術学校</b> TEL0834-28-2233 <b>西部高等産業技術学校</b> TEL083-248-3505
<b>母子家庭等就業・自立支援センター事業</b> ひとり親家庭の父母及び寡婦の方が就業により自立できるように、就業相談を実施したり、就業情報の提供やアドバイスを行う等により、就業に向けてのお手伝いをします。（随時、出張相談も行っていきます。）	<b>山口県母子・父子福祉センター</b> TEL083-923-2490 FAX083-923-2499

### 母子・父子自立支援プログラム策定事業

(宇部市こども政策課 TEL34-8331 FAX22-6051)

ひとり親家庭等の親の生活や子育て等の状況、求職活動や職業能力開発の取り組み等の状況、自立・就業に向けた課題や阻害要因等を把握することにより個々のニーズに応じた支援メニューを組み合わせたプログラムを策定するとともにアフターケアまで実施します。

## 自立支援教育訓練給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した方に、受講費用の最大85%相当を給付します。(給付金には上限と下限があります。)

※雇用保険法の①一般教育訓練給付金または②特定一般教育訓練給付金もしくは③専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合は差額を支給します。(差額が1万2千円を超えない場合は教育訓練給付金の支給はありません。)

### ◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方。(子が20歳に到達した場合も、受講修了までは引き続き対象となります。)

- ・「母子・父子自立支援プログラム」の策定等の支援を受けている方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に本事業による教育訓練給付金を受給していない方

### ◆対象講座

- ・雇用保険法等の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

### ◆支給額

(ア)上記①または②の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限20万円)

(イ)上記③の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限40万円×4年)

訓練修了後1年以内に資格取得し就職等した場合：受講料の25%

(上限20万円×4年)

(ウ)上記①、②または③を受けることができる方：(ア)から①または②を、(イ)から③を差し引いた額



## 高等職業訓練促進給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、高度な技能（看護師、理学療法士、歯科衛生士など）取得のために養成機関で6か月以上修業する場合に、修業する全期間について（上限4年で、留年期間は除く）毎月、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も対象となります。

※通信制は原則対象外です。

### ◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方（所得水準を超えた場合であっても、1年間に限り引き続き対象となります。）
- ・養成機関で6か月以上修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ・高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

### ◆対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、言語聴覚士 など

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

### ◆支給額

①訓練促進給付金（4月分から7月分までは、前年度の市民税の課税状況で判定）

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 月額 100,000円
  - 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 月額 70,500円
- ※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については  
40,000円増額

②修了支援給付金

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 卒業時 50,000円
- 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 卒業時 25,000円

